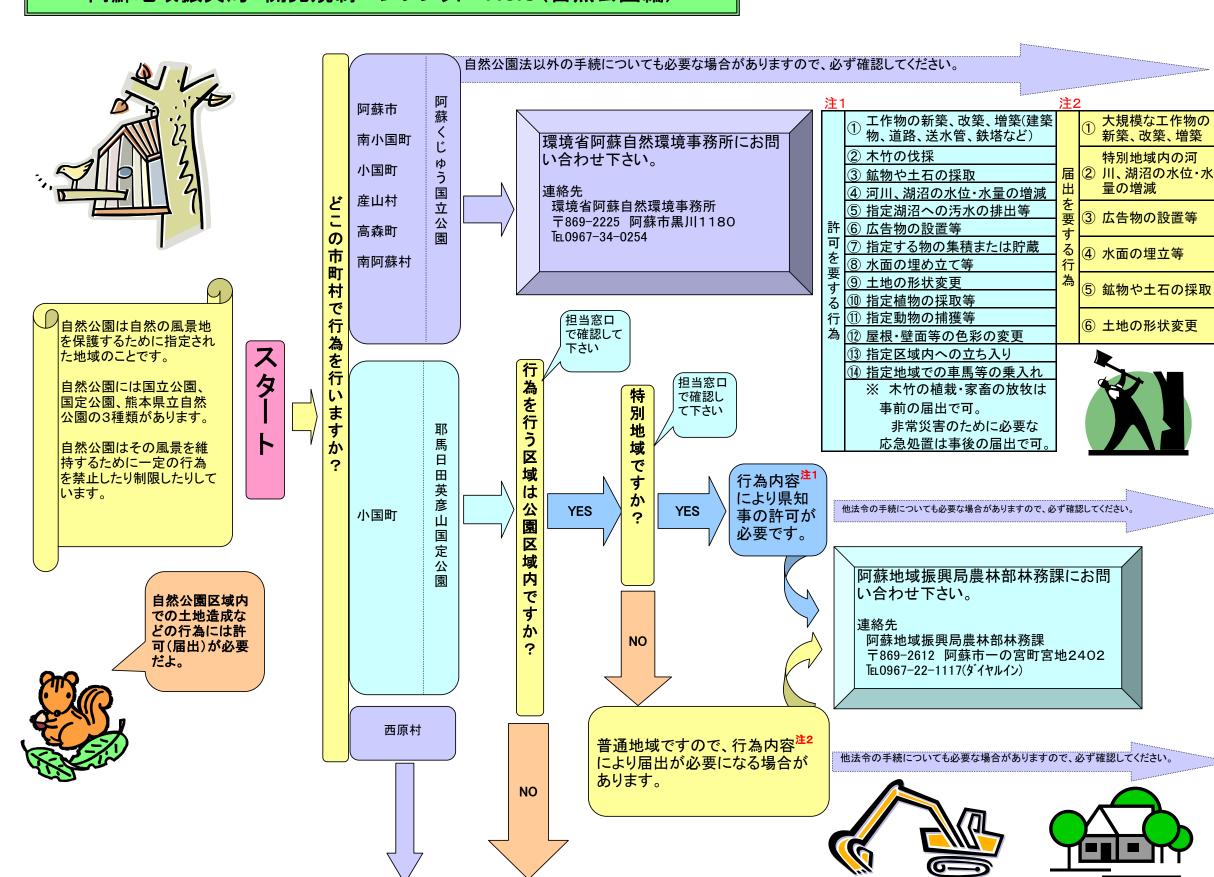
阿蘇地域振興局 開発規制パンフレット No.3(自然公園編)



自然公園法以外の手続についても必要な場合がありますので、必ず確認してください。

自然公園法に基づく手続は必

要ありません。

主な関係法令に基づく規制

◆国土利用計画法

- | 一定面積以上の土地取引を行う場合。 | 合、届出が必要です。
 - → 各市町村担当窓口へ

·★森林法

- ・ 1haを超える開発行為(土石または 樹根の採掘、開墾、その他土地の形 状変更等)を行う場合、事前に許可を 受ける必要があります。
- ・ 保安林内において、一定の行為(立 木の伐採、土地の形質の変更等)を 行う場合、事前に許可が必要です。
- → パンフレットNo.2を参照

ı◆農地法

農地や採草放牧地を転用する場合、 事前に許可が必要です。

→ パンフレットNo.1を参照

◆都市計画法

都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為を行う場合は、事前に許可を受ける必要があります。

| また、都市計画区域外であっても、1h | |a以上の開発を行う場合は許可が必要 | |です。

→ パンフレットNo.4 を参照

◆熊本県屋外広告物条例

条例で定める区域内において、一定 の屋外広告物を掲出する場合、事前の 手続きが必要です。

→ 阿蘇地域振興局土木部維持管理課

◆熊本県自然環境保全条例

指定された区域及び自然公園内で一 I定規模を超える行為を行う場合、県及 び市町村と協定を締結する必要があり ます。

→ 阿蘇地域振興局農林部林務課

<u>◆建築基準法</u>

建築物や工作物を建築したり、その用 途を変更したりする場合、事前に確認 申請が必要です。

→ パンフレットNo.4 を参照

<u>◆熊本県景観条例</u>

大規模な開発行為や、景観形成地 域・特定施設届出地区内において工事 等を行う場合、事前に届出が必要です。

- → 阿蘇地域振興局土木部企画調査課
- ◎上記の他、各市町村の開発規制に 関する条例、要綱により、事前に協 議等が必要となる場合があります。
- → 各市町村担当窓口へ